

第7回 特定複合観光施設区域整備推進会議  
議事次第

平成29年7月11日(火)  
16:00~18:00  
官邸3階南会議室

1. 開会
2. IR事業の監督・IR区域整備等について
3. その他の諸論点について
  - ・ IR事業の事業形態の類型について
  - ・ いわゆる「ジャンケット」について
4. これまでの議論の整理について
5. 閉会

《配布資料》

- 資料1 IR事業の監督・IR区域整備等について  
資料2 IR事業の事業形態の類型について  
資料3 いわゆる「ジャンケット」について

## I R 事業の監督・I R 区域整備等

1. I R 事業の監督の在り方について
2. I R 区域整備に係る地域の合意形成について

## 1. IR事業の監督の在り方について

### 【これまでの議論】

#### 推進法

- ・「『特定複合観光施設区域』とは、（中略）地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいう」（第2条第2項）
- ・「地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与する」（第3条）
- ・「国は、（中略）特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する」（第4条）
- ・「政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備（特定複合観光施設の設置及び運営をする事業者の選定を含む。）に係る構想のうち優れたものを、特定複合観光施設区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずる」（第8条）

#### 附帯決議

- ・「特定複合観光施設については、国際的・全国的視点から、真に観光及び地域経済の振興の効果を十分に発揮できる規模のものとする」（第3項）

#### 推進法の国会審議の過程

- ・地方公共団体は、IRを設置しようとする場合には、インフラの整備状況や周辺環境の現況等を総合的に勘案しながら、最も効果の高いIR施設整備計画を作成との趣旨の提案者答弁

#### 第2回推進会議での議論の方向性

- ・区域認定の主体は主務大臣とし、具体的には観光振興を所掌する国土交通大臣とする。
- ・区域認定の申請主体は都道府県を基本とし、政令指定都市も含める。
- ・地方公共団体が区域、事業者、事業計画に加えて、懸念事項への対応、周辺インフラの整備や周辺環境対策等を含めた、区域に係る整備計画を国に申請する。

## 1-1. I R 事業の監督における主務大臣と都道府県等の役割分担について

### 【問題の所在】

- I R 事業の効果を最大化し、公益性を確保するために、主務大臣、都道府県等はそのような役割分担や仕組みで、I R 事業の監督を行うことが適切か。

### 【今後の議論の方向性】

#### ＜I R 事業の監督における主務大臣と都道府県等の役割分担＞

##### ・主務大臣の役割

- 主務大臣は I R 制度の責任主体として、都道府県等が作成する区域に係る整備計画（I R 事業者が作成する I R 事業の基本的な計画（事業基本計画）を含む）を認定するとともに、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けて、I R 区域の整備を推進する責務がある。従って、主務大臣は、①都道府県等及び I R 事業者が区域整備計画を適切に実施しているかを監督するとともに、②国際的・全国的な見地等から必要があると認めるときに都道府県等及び I R 事業者を監督することとしてはどうか。

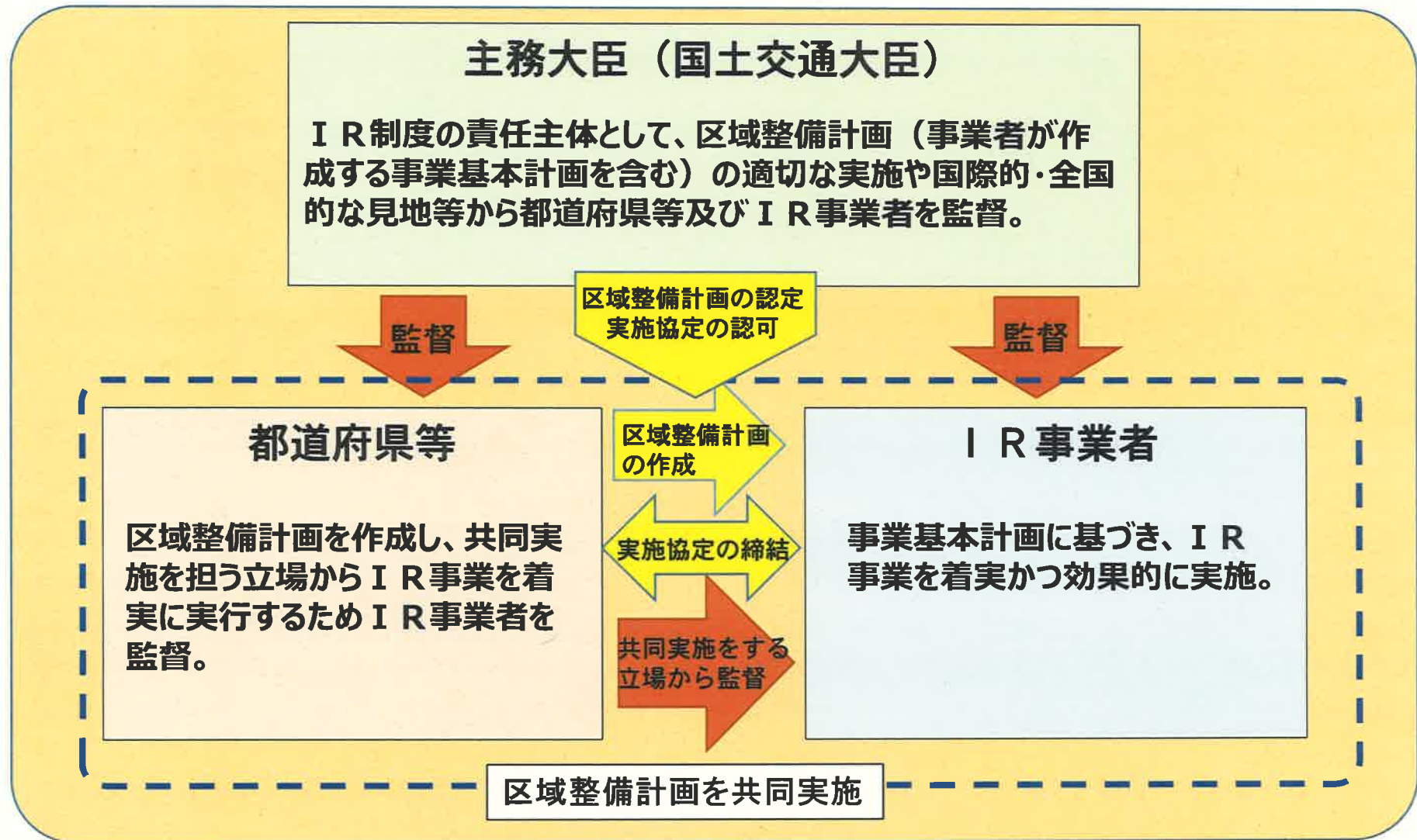
##### ・都道府県等の役割

- 都道府県等は I R 事業者を選定し、区域整備計画を作成するとともに、I R 事業者と共同で事業を実施する立場（※）から、区域整備計画に定める I R 事業を着実に実行するため、I R 事業者を監督することとしてはどうか。

（※）共同で事業を実施するとは、区域整備計画におけるそれぞれの役割、事業内容に関する I R 事業者と都道府県等の合意に基づき、I R 事業者が I R 事業を実施するとともに、都道府県等は区域整備に係るインフラ整備、I R 推進のための国際観光・弊害防止対策等を実施することを意味する。

# 1 - 1. I R 事業の監督における主務大臣と都道府県等の役割分担について

## 主務大臣と都道府県等の役割分担のイメージ



## 1 - 2. I R 事業の監督の具体的な方法

### 【問題の所在】

- 地域の創意工夫や民間の活力を活かしながら、I R 事業を実行していくためには、都道府県等と I R 事業者が主体となって具体的な事業内容について取決めを行いつつ、その着実な履行が担保できる仕組みが必要である。
- また、国際競争力のある滞在型観光を実現するためには、I R 事業の監督に当たって、地域の視点に止まらず、国際的・全国的な視点が不可欠である。

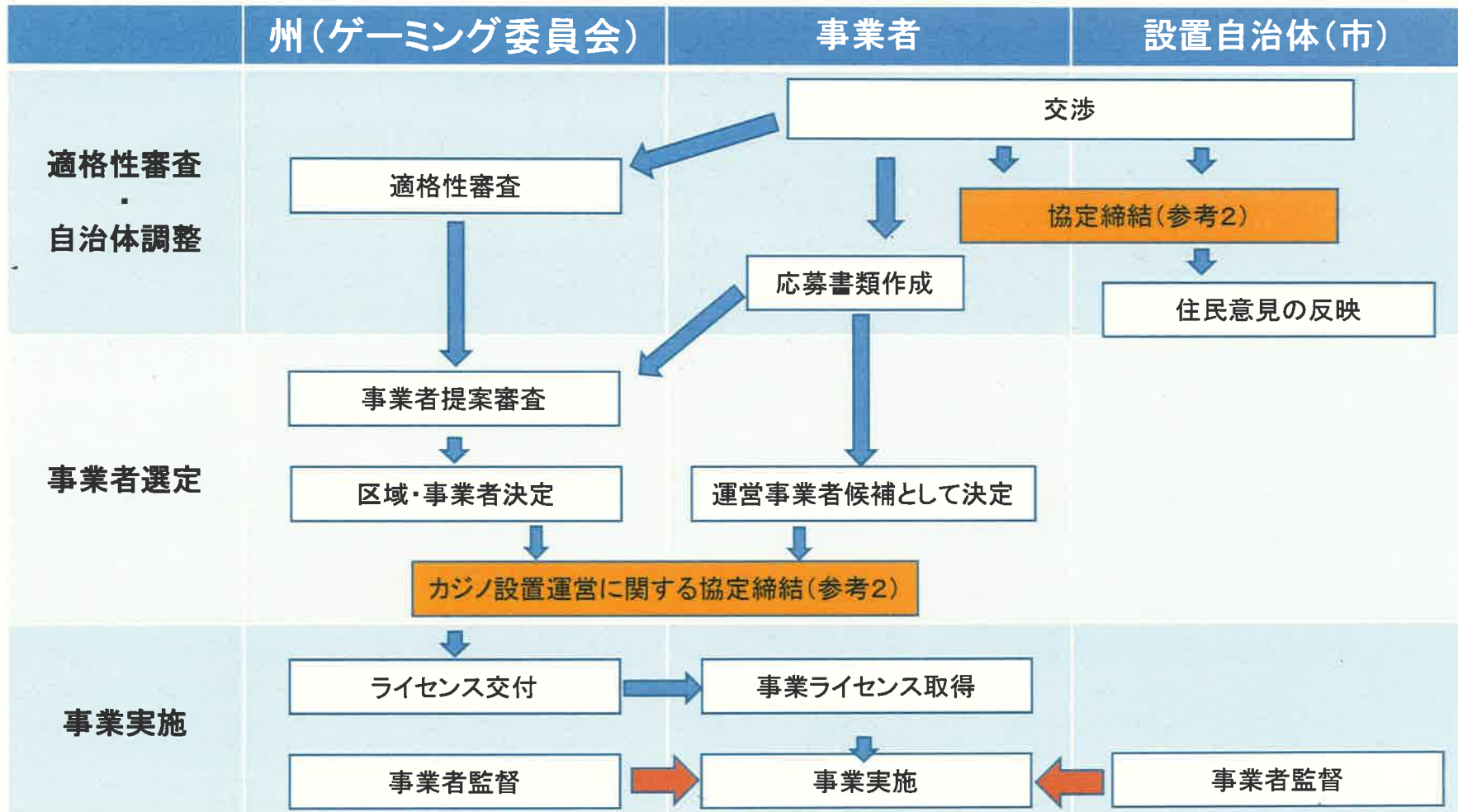
### 【諸外国の I R や国内の類似事業の例】

- 米国マサチューセッツ州では、事業者がカジノ施設の立地自治体との間で地域貢献や弊害防止対策に係る費用負担に関する協定（Accord）を締結し、さらに、監督官庁（州ゲーミング委員会）との間で、事業のモニタリング等に関する協定を締結している。行政コストの一部負担、地元雇用の創出なども含め、地域のニーズに応じた具体的な内容が規定されている。（参考 1 及び 2）
- P F I 法は、民間の創意工夫を活かし、公共施設の設置・運営を効率的、効果的に進めることを目的としたものであるが、事業の実施に当たっては運営権実施契約を締結し、定期的な成果のモニタリング、インフラ整備への協力、事業継続が困難になった時の対応などについて規定している。P F I 事業に国際競争力の確保の観点から国が関与する事例として、P F I 法の特例を定める「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」では、国際空港としての拠点性を高めるため、運営権実施契約を国が認可する例がある。（参考 3）

## 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

### (参考1) 米国マサチューセッツ州における事業者選定プロセス

- 米国マサチューセッツ州における区域・事業者の選定にあたっては、事業者が申請主体となることから①申請に先立って立地予定の市町村と協定を締結し、②事業者選定後、ライセンスの交付前にゲーミング委員会と事業者で事業実施に係る協定を締結することとなっている。
- また、事業実施段階では協定等に基づきゲーミング委員会と市町村が事業者を監督。



(※) 米国マサチューセッツ州のほかに、事業者と協定を締結している例としては、米国ニューヨーク州、豪州ニューサウスウェールズ州、英国の例がある。  
 (出典) 平成27年度内閣官房委託調査(特定複合観光施設区域に関する海外事例調査(依存症対策、区域設定等)報告書)

## 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

(参考2) 米国マサチューセッツ州における事業者と自治体等との主な協定内容

- 協定内容について、事業者と設置自治体（市町村）との協定では主にカジノ設置に伴い発生する市の費用負担に相当する保証金の支払いや地域経済への貢献等を規定している。
- 州ゲーミング委員会との協定では、地元経済への貢献に加え、モニタリングに関する事項や弊害防止等への事業者の措置等を規定している。

### カジノ事業者と設置自治体の協定の例

#### [保証金]

事業者が市に30百万ドルを支払う

(弊害対策等に伴う市の直接負担見合い分)

#### [投資額]

最低10億ドル

#### [地域経済への貢献]

- ・施設建設・運営に関して地元住民を優先雇用  
(雇用にあたって住民への説明会開催、建設期間中は四半期ごとに市に雇用状況を報告)
- ・地元企業との優先取引
- ・年間5万ドルのバウチャー券・商品券購入義務

### カジノ事業者と州ゲーミング委員会の協定の例

#### [保証金]

投資額の10%をゲーミング委員会に支払う

#### [モニタリング]

財務諸表提出、10万ドル以上の訴訟報告、  
マネロン対策、5千万ドル以上の新規借入の通知、  
建設労働者の状況報告 等

#### [資本構成等]

ゲーミング委員会が定める資本負債比率の遵守

#### [地域経済への貢献]

- ・建設に係る従業員募集の説明会開催 等
- ・年間1,500万ドルの地元調達

#### [弊害対策]

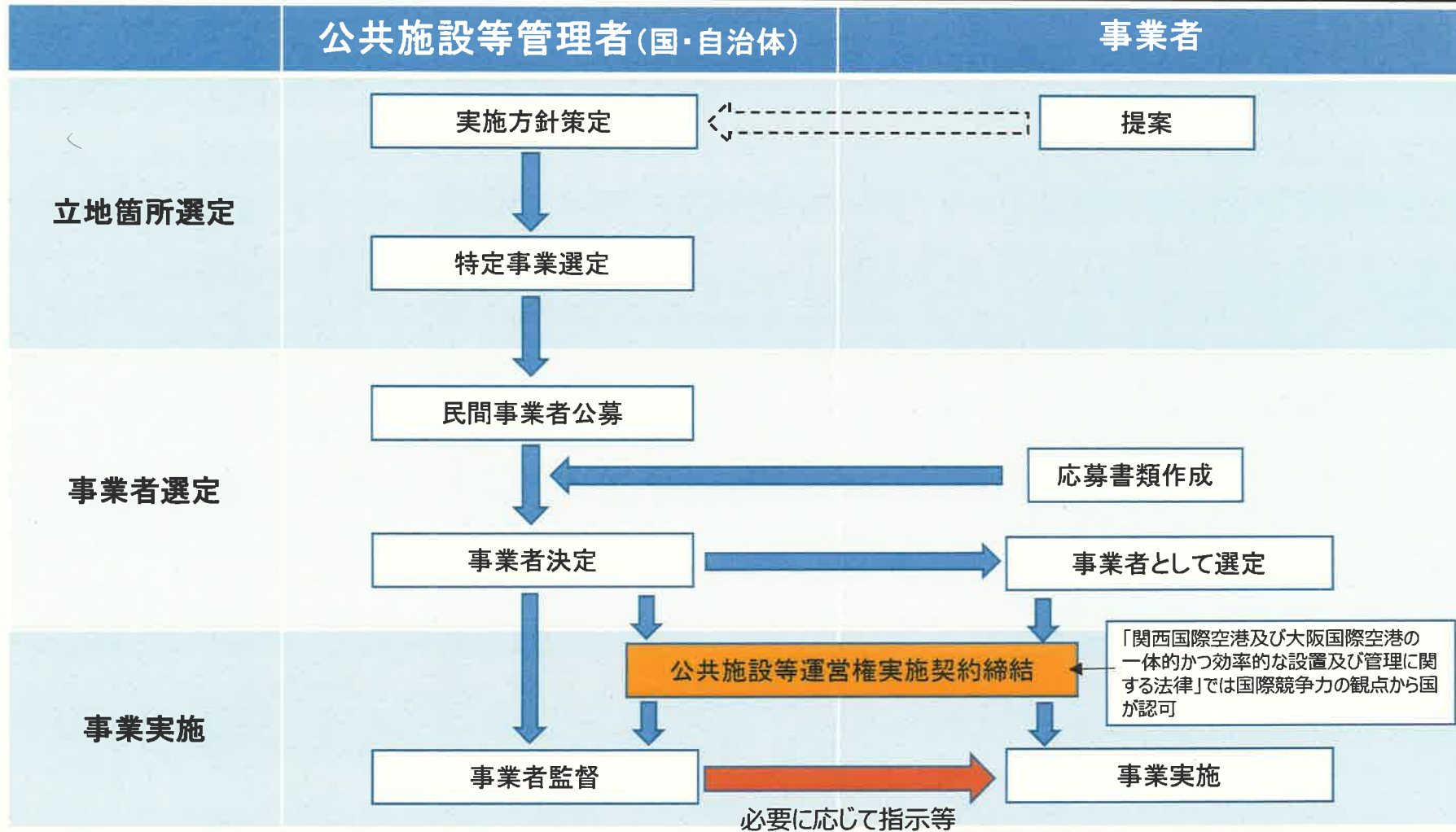
問題ギャンブル防止プログラム (自己排除等)



## 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

(参考3) PFIによるコンセッションにおける事業者選定プロセス

- PFI法では公共施設の管理者が事業者の提案も踏まえ実施する事業（特定事業）を選定し、公募等により民間事業者を決定した後、当該事業者と公共施設等運営権実施契約を締結し、当該契約に基づき事業を実施することとなっている。
- また、公共施設の管理者は必要に応じて事業者に指示等を行う。



## 1 - 2. I R 事業の監督の具体的な方法

### 【今後の議論の方向性①】

#### ＜都道府県等による I R 事業の監督の具体的な方法＞

- 海外の事例や P F I 等の事例も踏まえ、区域整備計画に加え、事業実施に当たっては都道府県等と I R 事業者の間で、実施協定を締結することとしてはどうか。
  - ※実施協定においては、事業主体・施設・事業内容等の詳細、実施プロセス（定期的な事業計画の提出等）、事業評価のためのモニタリングに関する措置、事業継続が困難となった場合の措置、弊害対策に関する役割分担・費用負担、広域観光その他自治体施策への事業者の協力等を記載することを想定。
- 実施協定において取決めを行う各項目について、その具体的な内容はそれぞれの地域の実情及び民間の経営ノウハウを踏まえ定めることとしつつ、区域整備計画の認定との整合性を確保する観点から実施協定の締結にあたって主務大臣が認可を行うこととしてはどうか。
- 都道府県等は I R 事業者に対し、実施協定の着実な履行を求めるとともに、区域整備計画の着実な実行のため必要がある場合には、I R 事業者に対し、事業計画の協議・承認、報告徴収、実地調査、指示等を行うことができることとしてはどうか。

## 1 - 2. I R 事業の監督の具体的な方法

### 【今後の議論の方向性②】

#### ＜主務大臣による I R 事業の監督の具体的な方法＞

- 主務大臣は、基本方針など I R 制度の運営に向けた方針を示し、区域整備計画（I R 事業者が作成する事業基本計画を含む）の認定、実施協定の認可を行うとともに、①区域整備計画、実施協定が適切に実施されていない場合（I R 事業者が適切に I R 事業を実施していない場合や、都道府県等による I R 事業者の監督が適切に行われていない場合等）、②国際的・全国的見地等から必要があると認める場合（国際情勢の変化に伴う対応が必要な場合や、複数の I R 区域での調整が必要となる場合等）には、I R 事業者に対し報告徴収、立入検査、指示等を行うこととしてはどうか。
- 上記も含め、主務大臣の監督権限として、次のようなものを定めることとしてはどうか。
  - 〔 事業計画の内容の確認、報告徴収、立入検査、指示、区域整備計画の変更指示、事業者認定の取消し、区域整備計画認定の全部又は一部取消し 〕
- 区域整備計画は有期なものとし、期間の満了時における更新手続を定めることとしてはどうか。また、区域整備計画の認定の変更手続を定めることとしてはどうか。

⇒ 主務大臣と都道府県等の I R 事業の具体的な監督手法（P 1 0）

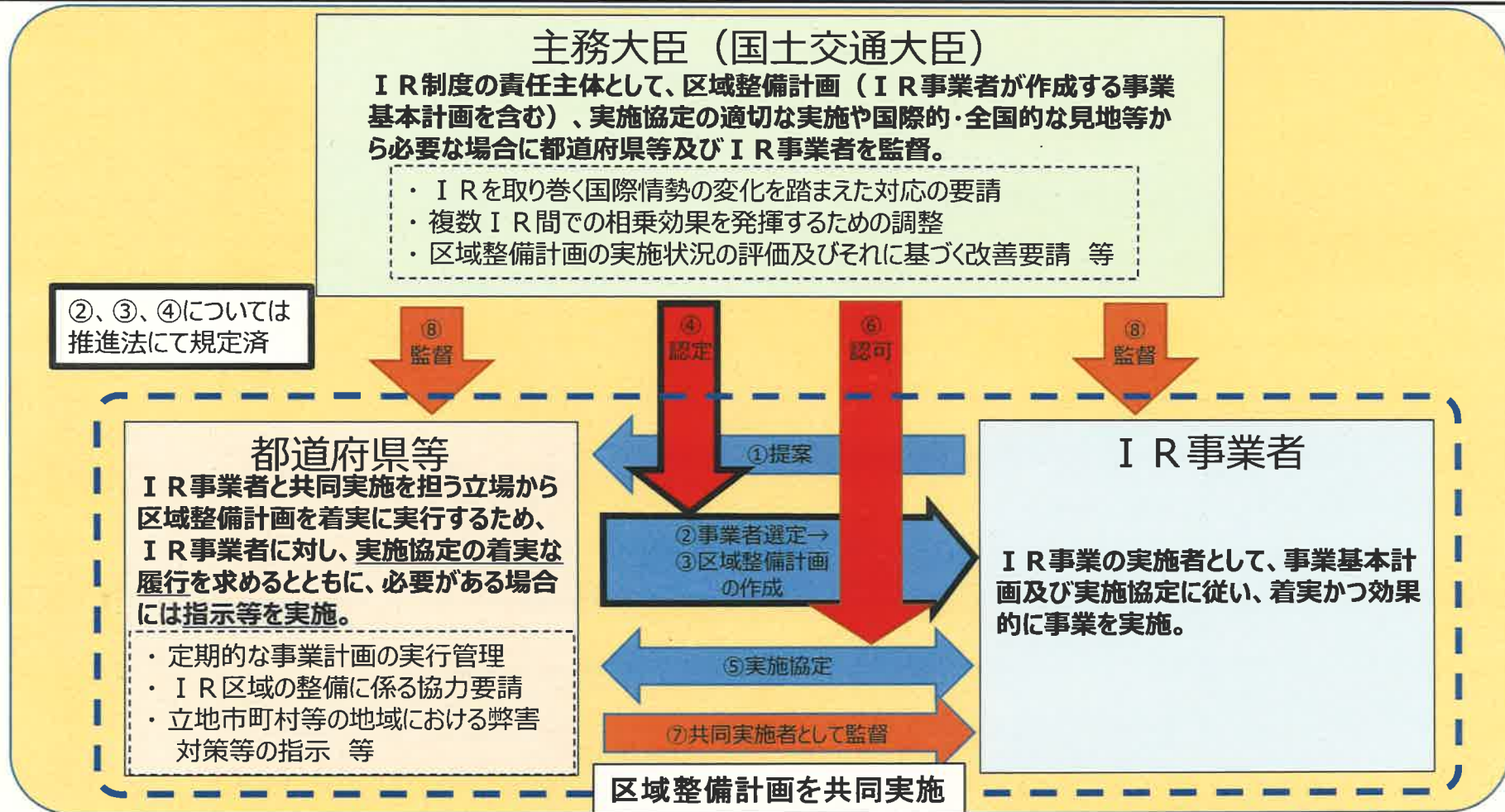
区域整備計画と実施協定のイメージ（P 1 1）

I R 事業の監督の全体イメージ（P 1 2～1 3）

## 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

### 主務大臣と都道府県等のIR事業の監督の具体的な方法

- 主務大臣はIR制度の責任主体として、区域整備計画（IR事業者が作成する事業基本計画を含む）、実施協定の適切な実施や国際的・全国的な見地等から必要な場合に都道府県等及びIR事業者を監督。
- 都道府県等はIR事業者と共同実施を担う立場から区域整備計画を着実に実行するため、IR事業者に対し、実施協定の着実な履行を求めるとともに、必要がある場合には指示等を実施。



## 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

### 区域整備計画と実施協定のイメージ

- 区域整備計画はIR事業者が作成する事業基本計画を含んだ都道府県等が作成する区域整備の構想であり、実施協定はそれを踏まえ都道府県等とIR事業者が区域整備の目標達成に向けた具体的な方策について取り決めを行うものである。具体的にはそれぞれ以下のような記載内容を想定している。

#### 区域整備計画

～都道府県等とIR事業者による区域整備の構想～

##### 事業基本計画

###### [実施主体]

S P C等（代表者、資本構成等）  
※申請時は合弁契約締結、認定後に法人登記

###### [事業形態]

上下分離（事業協定案）  
業務委託（委託契約案）  
※IR事業者と土地/施設所有者、委託予定先との合意の上申請

###### [施設等]

基本設計（全体デザイン）  
施設の種類・規模（面積、収容人数等）・機能

###### [事業内容]

全体事業計画、事業スケジュール、資金調達計画 等

###### [関連施策]

弊害対策、M I C E誘致への自治体の取組、広域観光に向けた周辺地域との連携 等

###### [区域整備の目標]

国際観光客数・滞在日数、M I C E等の開催件数、地域の経済効果、全国への波及効果 等

###### [納付金の配分]

#### 実施協定

～区域整備の目標達成に向けた具体的な方策～

###### [実施主体]

S P C等（代表者、役員、資本構成、組織体制、経営計画等）

###### [事業形態]

上下分離（事業協定）  
業務委託（委託契約）

###### [施設等]

詳細設計（施工計画）、テナント構成、付帯施設の設置計画、施設の整備・維持管理・再投資計画、インフラ整備計画

###### [事業内容]

実施プロセス（定期的な事業計画の提出等）、詳細スケジュール（開業予定日等）、事業評価のためのモニタリングに関する措置、事業継続が困難となった場合の措置（施設の譲渡等）、協定に違反した場合の措置（違約金等）、資金調達手法、有効期間

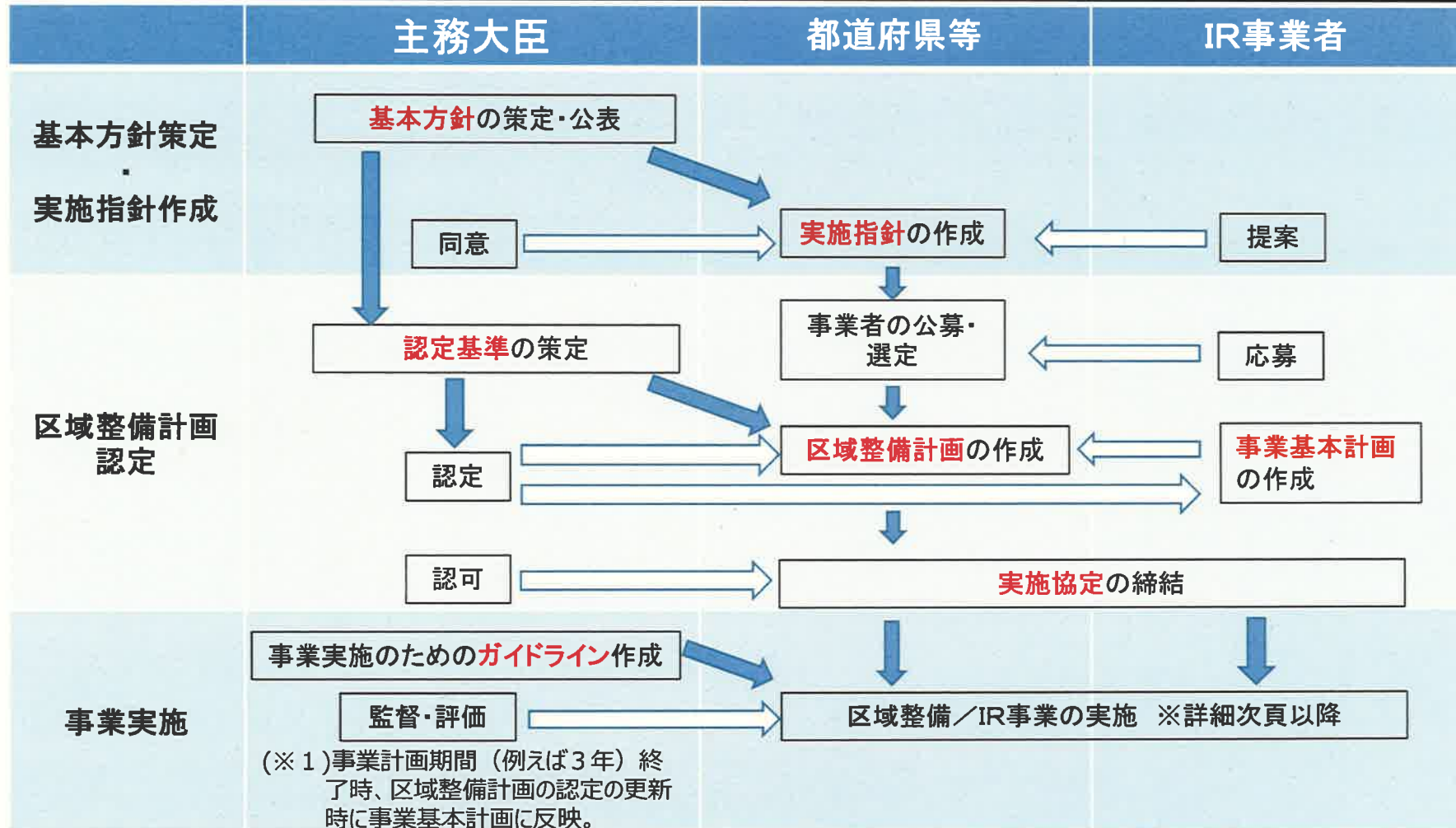
###### [関連施策]

弊害対策に関する役割分担・費用負担、広域観光その他の自治体施策への事業者の協力 等

# 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

## IR事業の監督の全体イメージ①

- 主務大臣は基本方針、認定基準、ガイドライン等のIR制度の運営に向けた方針を示し、それに基づき区域整備計画の認定、実施協定の認可等を実施。
- 都道府県等は区域整備計画の作成、実施協定の締結を行い、事業者と共同で実施。

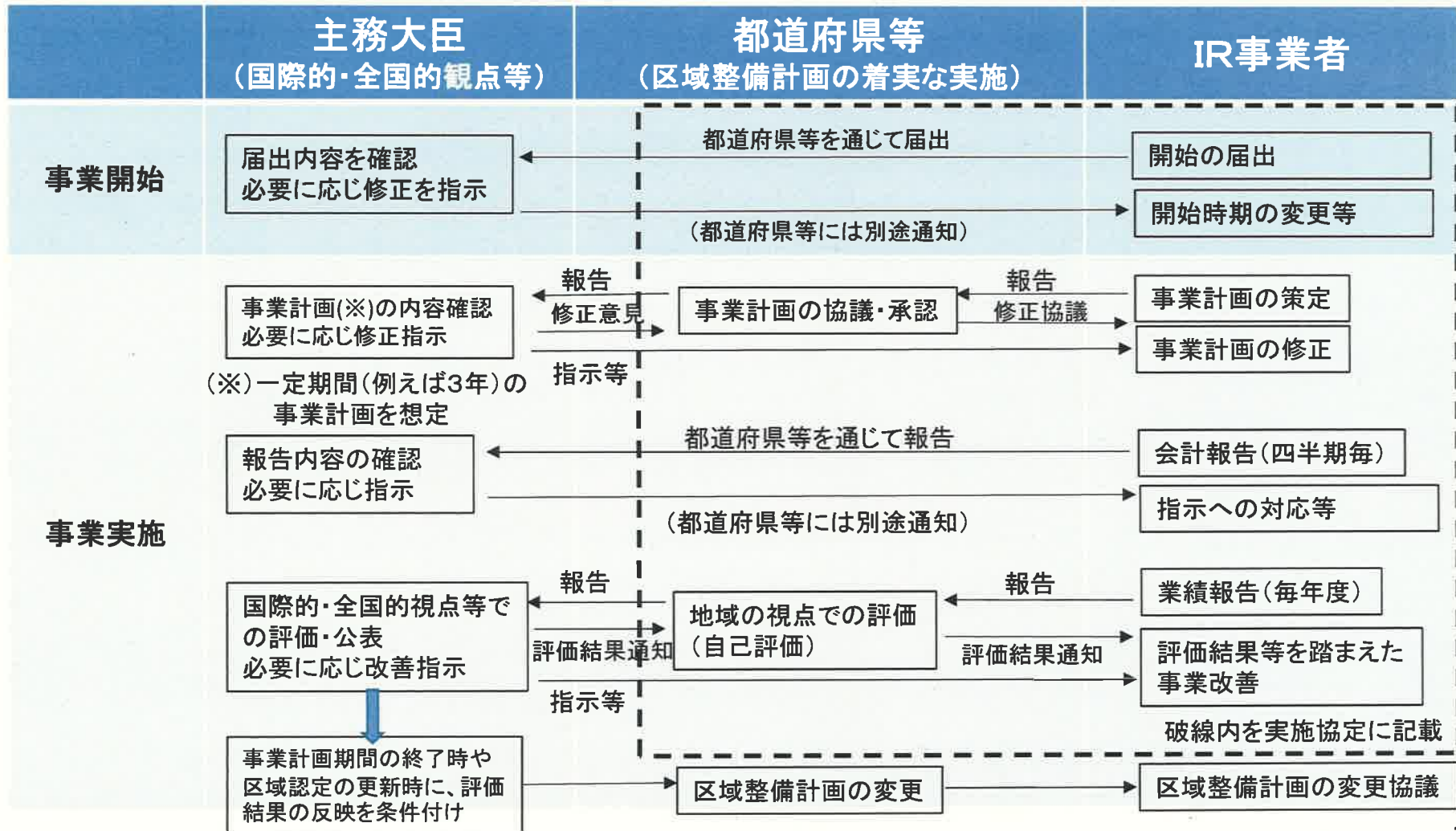


(※2) 主務大臣は実施指針の作成、区域整備計画の作成等に係る事前相談体制を整備。

# 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

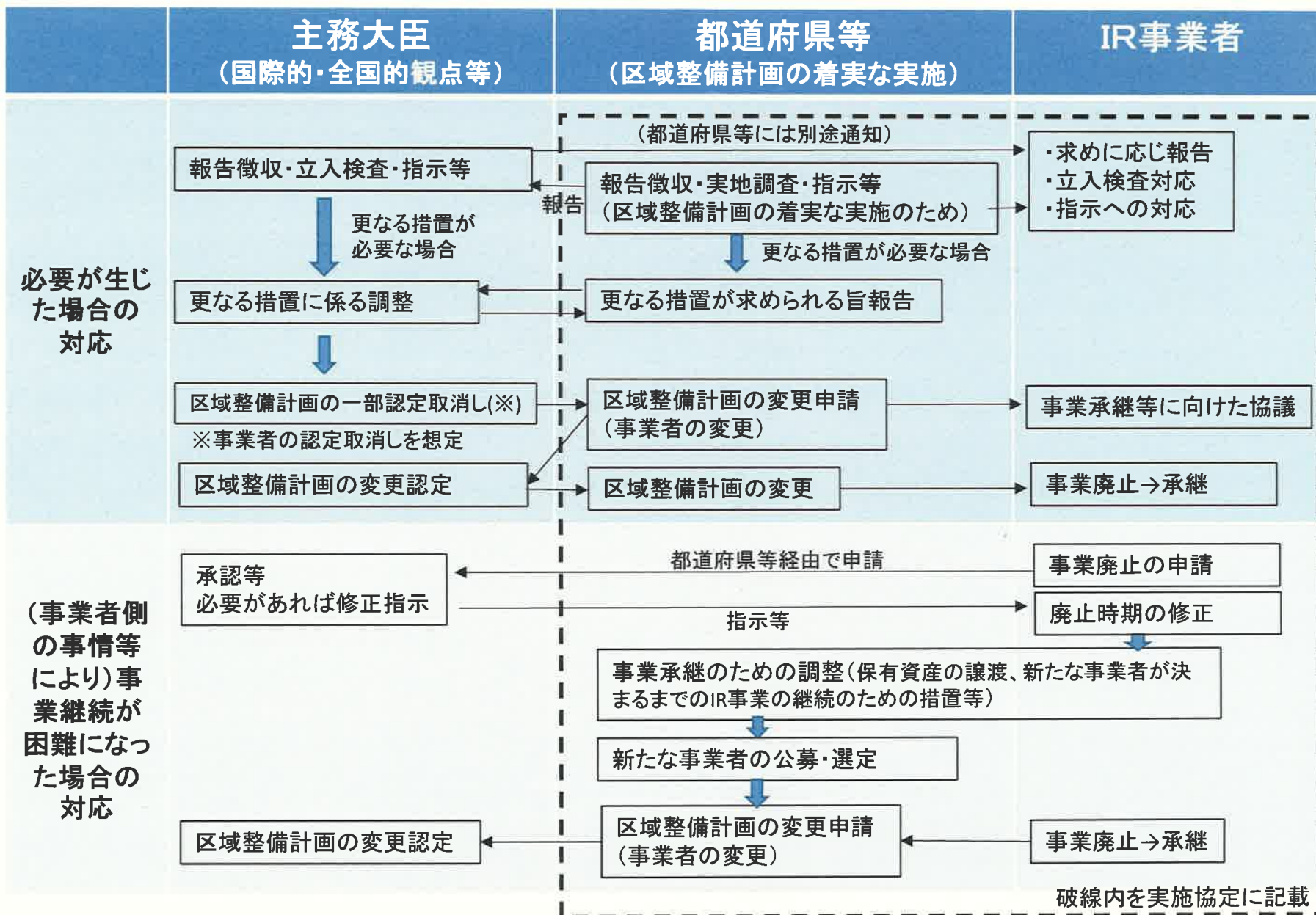
## IR事業の監督の全体イメージ②

- 都道府県等は実施協定等に基づき、IR事業者と共同で事業を実施する立場から、事業開始や年度ごとの業績報告・四半期ごとの会計報告等を把握し、必要に応じて指示等を実施。
- 主務大臣は都道府県等を通じて実施状況を把握しつつ、区域整備計画の適切な実施や国際的・全国的な観点等から都道府県等及びIR事業者を監督。



# 1-2. IR事業の監督の具体的な方法

## IR事業の監督の全体イメージ③





# 1-3. IR事業の効果の最大化のための仕組み（評価制度）

## 【問題の所在】

- 諸外国においてIRを活用した国際観光客の誘致が活発化する中で、我が国が国際競争力を高めていくためには、国際観光客などのニーズの変化にタイムリーかつ柔軟に対応していく必要がある。
- そのためには、IR事業の推進に当たっては、決まった計画に従って実施するだけでなく、経済社会情勢の変化を踏まえ、実施状況について不断の見直しを行うことで、IR事業を発展させていく必要がある。

## 【今後の議論の方向性】

- 評価制度として、経済社会情勢の変化に応じて機動的に実施することで、IR事業の効果の最大化と公益性確保を図る仕組みを検討し、定期的に事業の実施状況について評価を行うこととしてはどうか。
- シンガポールの取組を参考に、主務大臣が毎年度、都道府県等から区域整備計画の実施状況（自己評価）について報告を受け、IR推進本部の意見を聴いた上で、評価を行い、その結果を公表、都道府県等に通知するとともに、必要に応じ、IR事業者に改善の指示等を行うこととしてはどうか。
- また、事業計画期間（例えば3年）の終了時や区域整備計画の認定更新時に、評価の結果が事業運営に適切に反映されていることを確認することとしてはどうか。

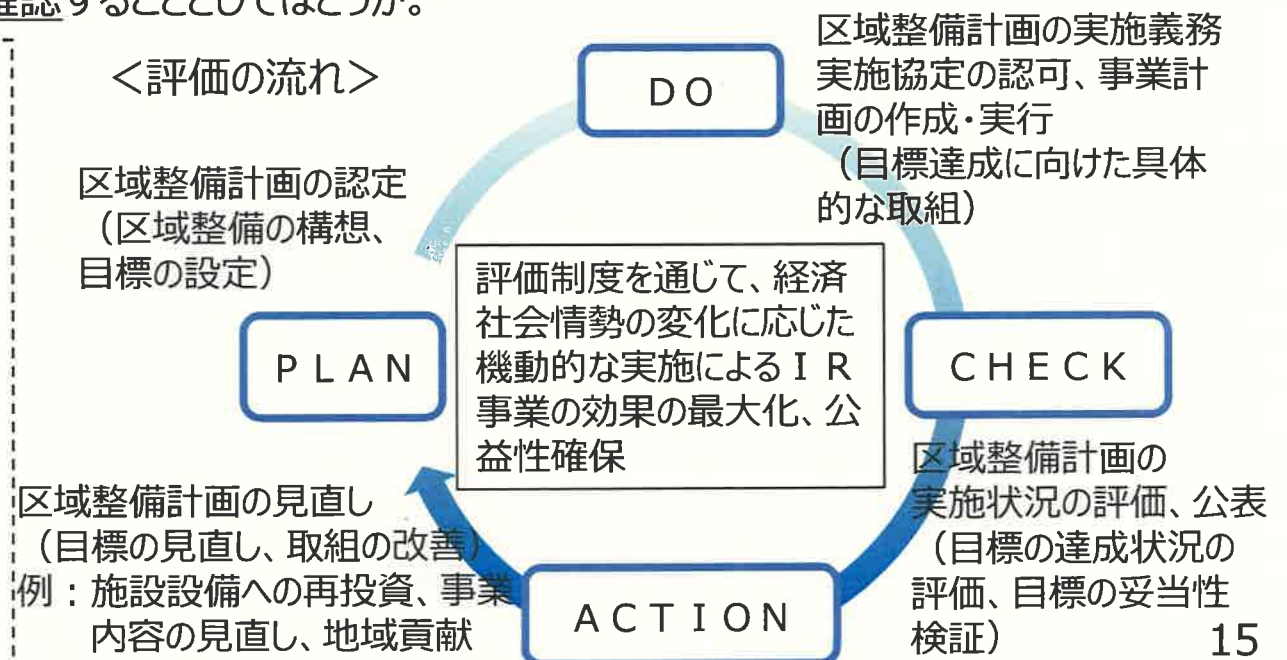
### ＜主な評価指標＞

- ・国際観光客数・滞在日数
- ・カジノ収益の他のIR事業への還元
- ・経営指標(ROA・TFP・有利子負債)
- ・各IR施設の成果目標（MICE等の開催件数、レクリエーション施設の集客数、全国への送客人数等）
- ・地域の経済効果
- ・全国への波及効果 等

### ＜評価手法＞

- ・目標の達成状況
- ・IR区域間の横断的評価
- ・国際ベンチマーク評価 等

### ＜評価の流れ＞



## 1 - 3. IR事業の効果の最大化のための仕組み（評価制度）

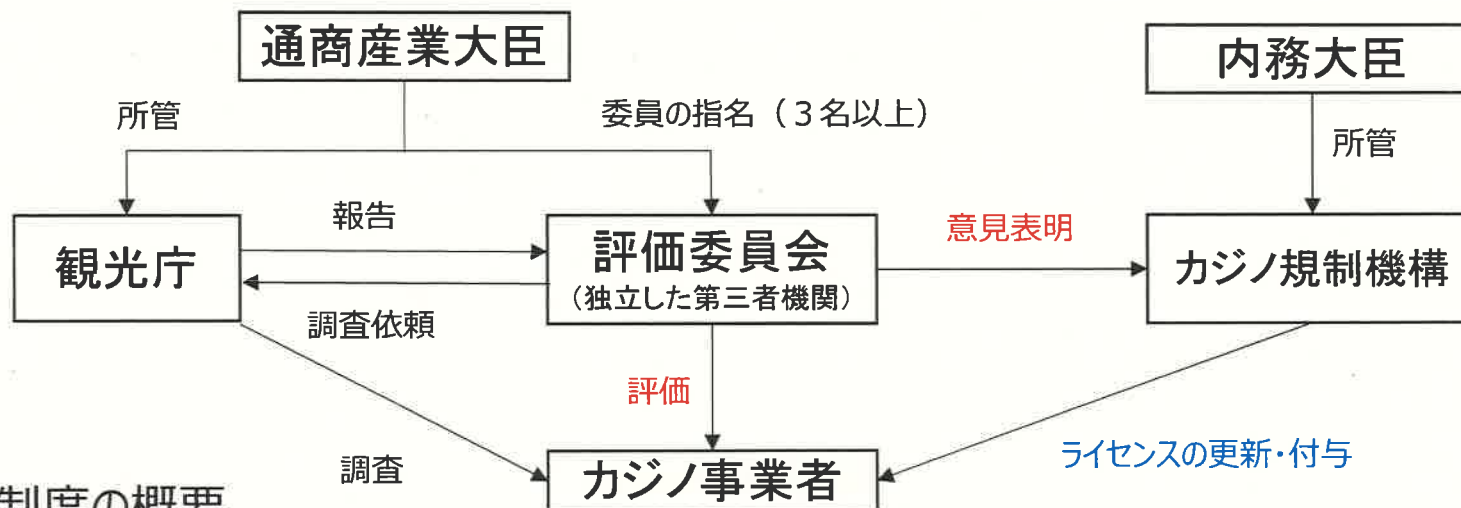
### （参考4） シンガポールにおけるIRの公益性確保の仕組み

#### ○ 評価委員会（Evaluation Panel）による評価の反映

○シンガポールでは、IR事業者の経済効果に係る評価を行い、カジノ規制機構への意見を表明する評価委員会を設置。

○カジノ規制機構では、事業者へのライセンスの更新・付与に際し、評価委員会の意見を考慮。

#### ○ 評価の実施体制のイメージ



#### ○ 評価制度の概要

##### <評価項目>

- ・IRの訪問客への訴求力
- ・IR又は周辺施設が、アトラクションや施設設備の観点から国際的に見て、もしくは一般的な業界基準に照らして、同等であるかどうか
- ・IRやその内部のアトラクション・施設が一般的な市場の需要を満たしている程度
- ・IRのシンガポール観光産業に対する寄与度

##### <評価頻度>

更新: 3年ごと(失効の6ヶ月前までに意見表明)、新規申請: 都度実施

## 2. IR 区域整備に係る地域の合意形成について

### 【これまでの議論】

#### 附帯決議

- ・「真に観光及び地域経済の振興に寄与するため、また、（中略）犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないようにするため、特定複合観光施設区域の整備の推進における地方公共団体の役割を明確化するよう検討すること」（第6項）
- ・「地方公共団体が特定複合観光施設区域の認定申請を行うに当たっては、公営競技の法制に倣い、地方議会の同意を要件とすること。また、地方公共団体による公聴会の開催など、地域の合意形成に向けた具体的なアクションや依存症や治安維持などの地域対策を、国の認定に当たっては十分に踏まえること」（第5項）

#### 推進法の国会審議の過程

- ・IRの設置については、基本は地方公共団体が手を挙げるという仕組みなので、地方公共団体の申請に当たり、地方公共団体が住民の理解も得て、また、地方の議会の同意を得る
- ・地域でコンセンサスを得るためには、アンケート調査や公聴会を開く等、地域住民の合意に向けた取組を図るのは大変大事

との提案者答弁

#### 第2回推進会議における方向性

- ・インフラや周辺環境の整備等の広域的な施策、依存症対策等について総合的な役割を求められることから、「都道府県」を区域整備計画の認定申請主体の基本としてはどうか。
- ・また、「政令指定都市」についても、基本的に都道府県と同等の権能を有することから、同様に認定申請主体としてはどうか。

### 【問題の所在】

- IRが地域経済に貢献するとともに、地域との協力の下で、広域的な観光施策の推進や弊害防止対策等に取り組むため、立地市町村・特別区、地方議会、地域住民等の地域の関係者の合意形成に向けた仕組みが必要である。
- 区域整備計画の作成主体については、第2回推進会議で御議論いただいた都道府県及び政令指定都市を前提として、立地市町村・特別区等との関係を検討する必要がある。

## 2. I R 区域整備に係る地域の合意形成について

### 【今後の議論の方向性】

#### ＜都道府県が区域整備計画を作成する場合＞

広域的な観光施策の推進や弊害防止対策について、十分な効果が得られる内容を盛り込む観点から、

- ① 広域的な観点から周辺環境への配慮が求められる産業施設の立地規制においては、都道府県による立地市町村との協議等が規定されている（参考5）ことから、政令指定都市を含む立地市町村・特別区に協議等を行うとともに、
- ② I R の推進には広く関係者の協力が不可欠なことから、公聴会など住民の意見を反映するための措置を設けるほか、周辺自治体等の関係機関等を構成員とする協議会も都道府県の判断で設置を可能とし、
- ③ 公営競技における競技施行自治体の議会の議決の例（オートレース・競艇）に倣い、区域整備計画作成主体である都道府県の議会の議決を得る（協議先の立地市町村・特別区においては議会の議決は任意）、

といったことを行った上で、国に認定申請を行うものとしてはどうか。

#### ＜政令指定都市が区域整備計画を作成する場合＞

基本的に上記①から③までと同様に取り扱うこととするが、上記①の関係では、自らが I R 立地自治体であるため、都道府県における犯罪防止・治安維持に係る予算措置事務、交通管理の適正化事務等の調整を要する観点から都道府県に協議等をし、また、上記③の関係では、政令指定都市の議会の議決を得ることとしてはどうか。

## 2. I R 区域整備に係る地域の合意形成について

### 都道府県と政令指定都市での区域整備計画認定申請に係る手続きの違い

- 都道府県が区域整備計画を作成する場合は、立地市町村・特別区に協議等を行うとともに、公聴会の開催等、都道府県の判断で任意に設置する協議会の協議、都道府県の議会の議決を得た上で、国に認定申請を行うこととしてはどうか。
- 一方、政令指定都市が区域整備計画を作成する場合は、都道府県に協議等を行うとともに、公聴会の開催等、政令指定都市の判断で任意に設置する協議会の協議、政令指定都市の議会の議決を得た上で、国に認定申請を行うこととしてはどうか。

区域整備計画作成主体	協議等先	住民の意見を反映する措置	協議会(※)	議決を得る議会
都道府県	政令指定都市を含む立地市町村・特別区、都道府県公安委員会	公聴会等	都道府県の判断で任意に設置	都道府県の議会
政令指定都市	都道府県、都道府県公安委員会	公聴会等	政令指定都市の判断で任意に設置	政令指定都市の議会

(※) 協議会構成員：区域整備計画作成主体、協議等先のほか、I R 事業者、周辺地域の関係行政機関等（国の出先機関、周辺自治体等）、学識経験者、地域住民 等

## 2. I R 区域整備に係る地域の合意形成について

(参考5) 主要産業施設の立地規制における自治体等の関与

- 広域的な観点から周辺環境への配慮が求められる産業施設の立地規制においては都道府県（大店立地法では指定都市も含む）が許可、意見のとりまとめを担っている。
- 都道府県は許可等に当たって立地市町村との協議等を行う場合は多いが、周辺自治体との協議を義務付けているものはない。

	原子力発電所 (環境影響評価)	産業廃棄物処理施設	大規模小売店舗	風俗営業店舗
関係法令	電気事業法 (環境影響評価法)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	大規模小売店舗立地法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
都道府県等	都道府県知事が経済産業大臣への意見	都道府県知事が許可	事業者からの届出に対し、都道府県・指定都市が意見、勧告等	都道府県公安委員会が許可 都道府県条例で設置を制限
立地市町村	都道府県知事が意見を求め、当該意見を勘案	都道府県知事は市町村長の意見を聴取	都道府県等は市町村から意見を聴取	—
周辺自治体	(住民等として意見提出が可能)	(住民等として意見提出が可能)	(住民等として意見提出が可能)	—
住民等	事業者が公告・縦覧、説明会を行い、住民が意見を提出	都道府県知事が申請書を縦覧、住民等が意見を提出	都道府県知事が届出書を読覧、事業者が説明会を行い、住民等が意見書を提出	公安委員会が地域住民を含む風俗環境保全協議会を設置し、対策について協議

(※1) 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局調べ。

(※2) 原子力発電所では法定外の手続きとして地点選定に係る地元自治体への申入れ等が行われている。

## IR事業の事業形態の類型について

1. 経営資産（土地/施設）の I R 事業者からの分離
  - 1 - 1. 施設供用事業者に係る規制
  - 1 - 2. 土地所有者等の土地に関する権利者に係る規制
2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

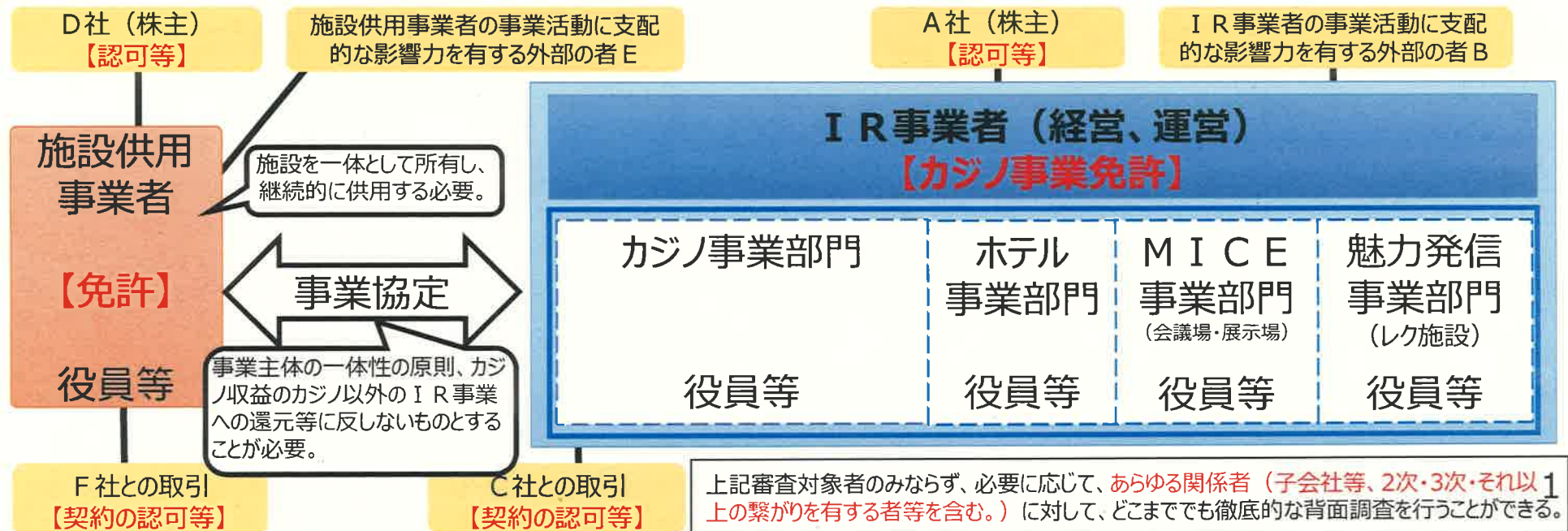
# 1. 経営資産（土地/施設）の I R 事業者からの分離

## 【問題の所在】

- いわゆる「上下分離」形態については、第3回推進会議において、以下のような意見が付されたことから、市場ニーズも踏まえて引き続き検討することとされた。
  - ・経済合理性の観点からロスが生ずるのではないか
  - ・R E I T 組成が容易となり、ファイナンスに有利となる

## 1 - 1. 施設供用事業者に係る規制

- I R 事業者以外の者が I R 施設を所有する形態を採る場合、当該施設所有主体は、I R 事業の主体の一体性の原則の下、I R 事業者の経営判断に基づき、I R 事業の用に安定的に供するため、I R 施設を設計・整備し、再投資を行う等、I R 事業の遂行に影響を与える者となることから、当該施設所有主体を「施設供用事業者」として区域整備計画に位置付けることとしてはどうか。





## 1 - 1. 施設供用事業者に係る規制

### 【今後の議論の方向性】

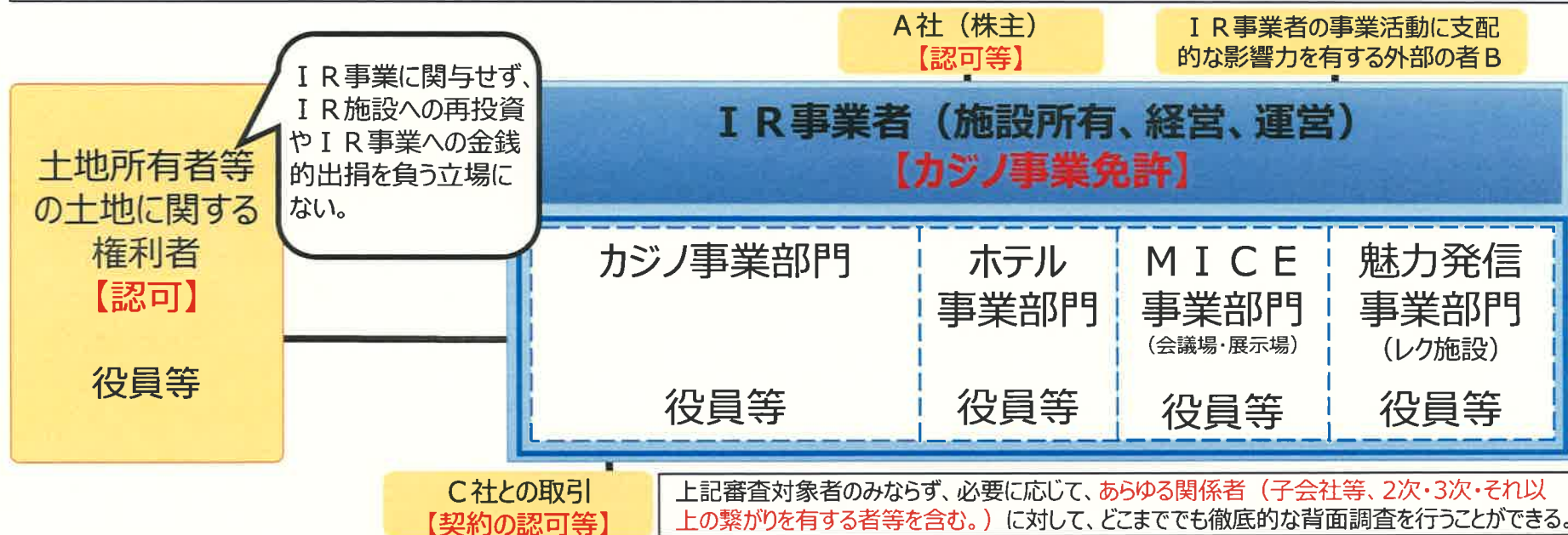
#### ＜I R事業者と施設供用事業者の一体性の確保＞

- 一体性の確保のため、I R事業者と施設供用事業者との間で、I R事業者の経営判断の下に両者が一体的に事業を行う旨や適切な収益還元を行う旨等を定めた事業協定を締結することとしてはどうか。  
また、認定都道府県等、I R事業者及び施設供用事業者の三者間で締結する実施協定に事業協定の内容を含ませた上（事業協定書を添付する等）、主務大臣の認可を受けることとしてはどうか。
- 事業協定は、I R事業の公益性確保に当たり重要な内容を含むものであるから、実施協定を認可した主務大臣は、実施協定の内容が遵守されているか等を確認する一環として、事業協定の記載内容の遂行状況につき、I R事業者からの財務報告や業績報告の手續等の中で確認していく必要があるのではないか。

#### ＜施設供用事業について免許制の導入＞

- 施設供用事業者は、I R施設の整備・維持等の責務を担い、非カジノ施設を含むI R施設全体への再投資等を通じ、I R事業者と共に公益的役割を担う事業主体であり、I R事業者と同様、反社会的勢力の排除等の廉潔性確保や事業活動に対する継続的な規制を行う必要性が高いことから、カジノ事業免許の原則に照らし、カジノ管理委員会から、カジノ事業免許とは異なる施設供用事業免許を受けることとすべきではないか。

## 1 - 2. 土地所有者等の土地に関する権利者に係る規制



※上記のほか、I R事業者ではなく、施設供用事業者が施設を所有する場合もある。

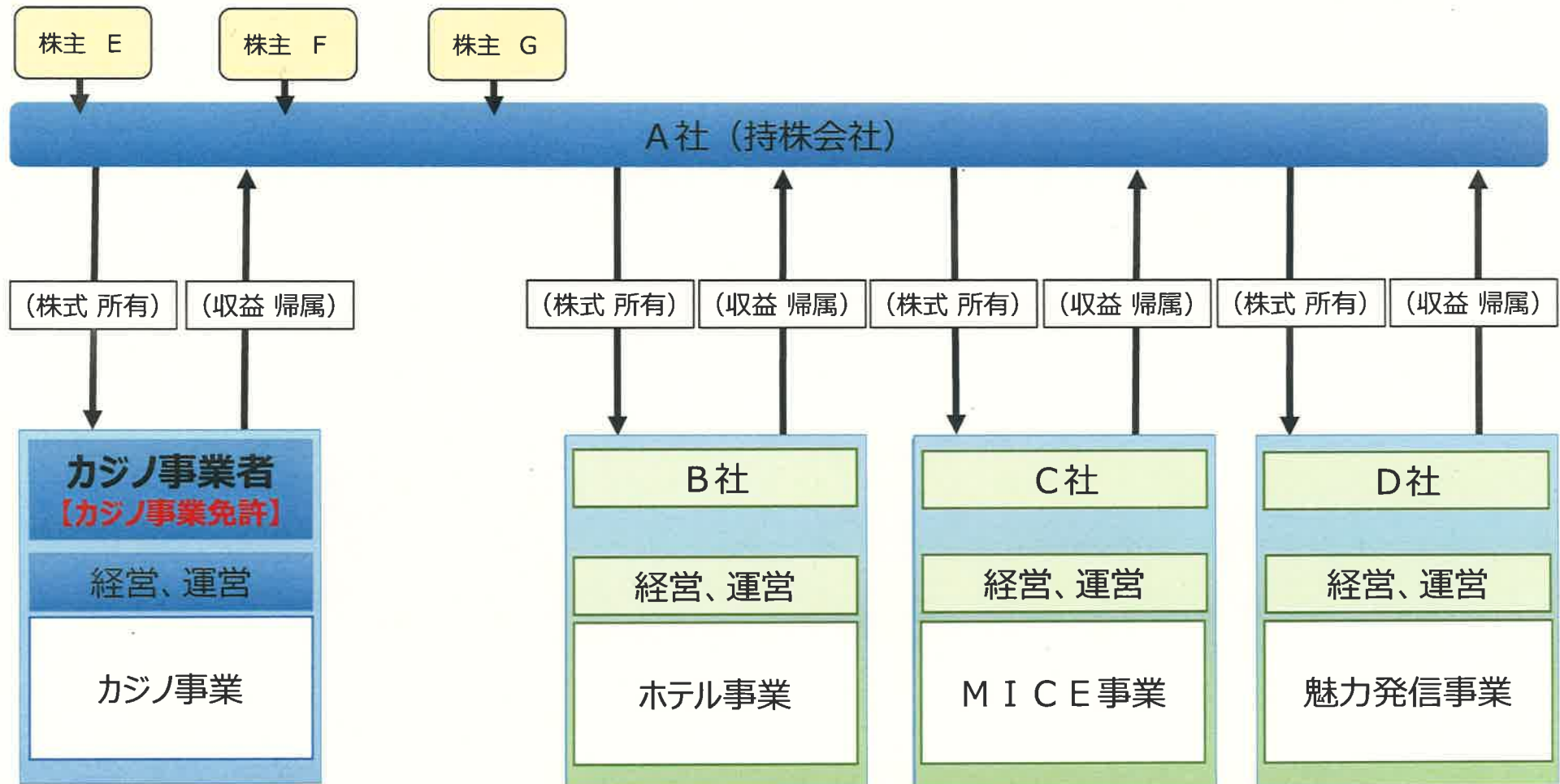
### 【今後の議論の方向性】

- 土地所有者は、土地の所有権を通じてカジノ事業を含む I R 事業に重大な影響力を有するほか、賃料等としてカジノを含む I R 収益の配分を受け取る者であり、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保する必要性がある一方、I R 事業に関与せず、I R 施設への再投資や I R 事業への金銭的出捐を負う立場にはないことから、免許制ではなく認可制としてはどうか。
- 当該土地に関して「地上権その他の使用収益を目的とする権利」を有する全ての者についても、土地の地上権等を通じてカジノ事業を含む I R 事業に重大な影響力を有するほか、賃料等としてカジノを含む I R 収益の配分を受け取る者であることから、土地所有者と同様、認可制の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。
- I R 事業者がカジノ事業免許を、施設供用事業者が施設供用事業免許を、土地所有者等の土地に関する権利者が認可をそれぞれ受ける形態もあり得るが、その場合でもカジノ管理委員会は、必要に応じて、あらゆる関係者にどこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【問題の所在】

- 持株会社形態の取扱いについては、第3回推進会議において、市場ニーズを踏まえて引き続き検討することとされた。
- I R事業において、一般的に考えられる持株会社形態の例として、以下のスキームを前提に必要な枠組み等について考察を行った。



## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【IR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」として位置付けるための法的要件】

- IR事業グループの持株会社が、カジノ事業を含むIR事業グループ内の子会社との契約により、下記【A】～【F】を満たすようなIR事業グループ全体の経営管理を行うことが可能であれば、当該持株会社を含むIR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」として位置付けることは、理論上可能とも考えられるのではないか。

【A】IR事業グループの経営の基本方針（IR事業への再投資を含む。）の策定及びその適切な実施

【B】IR事業グループのカジノ収益の分配を含む収支計画の策定及びその適切な実施

【C】IR事業グループの会社相互の利益が相反する場合の必要な調整

【D】IR事業グループの業務及び財務に関する内部統制体制（反社会的勢力の排除体制を含む。）の整備及びその適切な実施

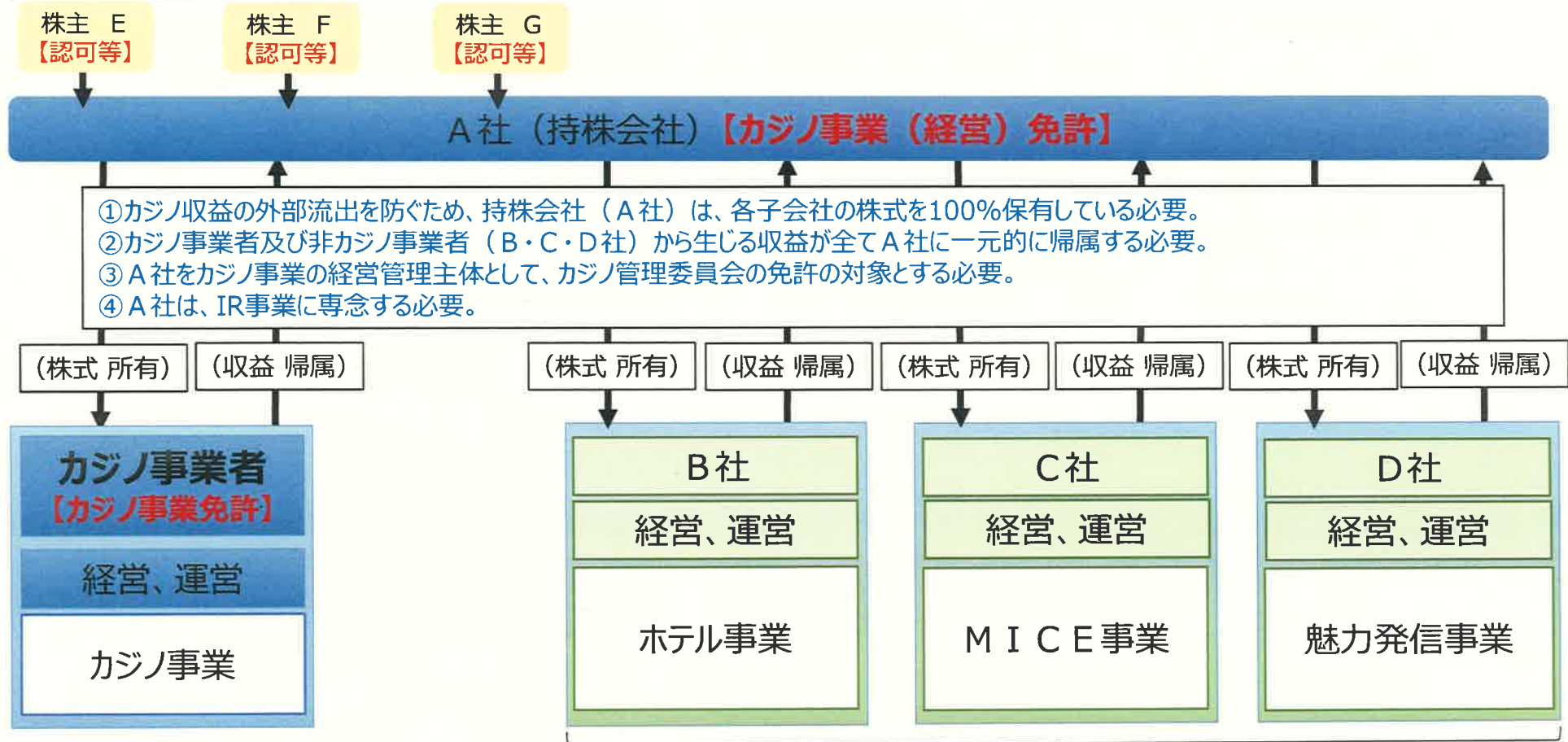
【E】IR事業グループの業務の健全かつ適切な運営の確保並びに顧客の保護のため、IR事業グループの業務に関する情報を適正に管理し、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備及びその適切な実施

【F】その他IR事業グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するもの

## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

### 【制度の前提等】

○持株会社を介した事業形態を認める場合でも、前頁の法的要件に加え、IR事業主体全体として、具体的には、以下の①～⑤の前提を満たすことにより、単一の事業主体と同等の廉潔性・公益性を確保する必要がある。



⑤ B・C・D社の廉潔性の確保のため、背面調査・立入検査等を実施するには、例えば、カジノ管理委員会からB・C・D社への設立認可が必要か。

## 2. 持株会社を介した事業形態の取扱い

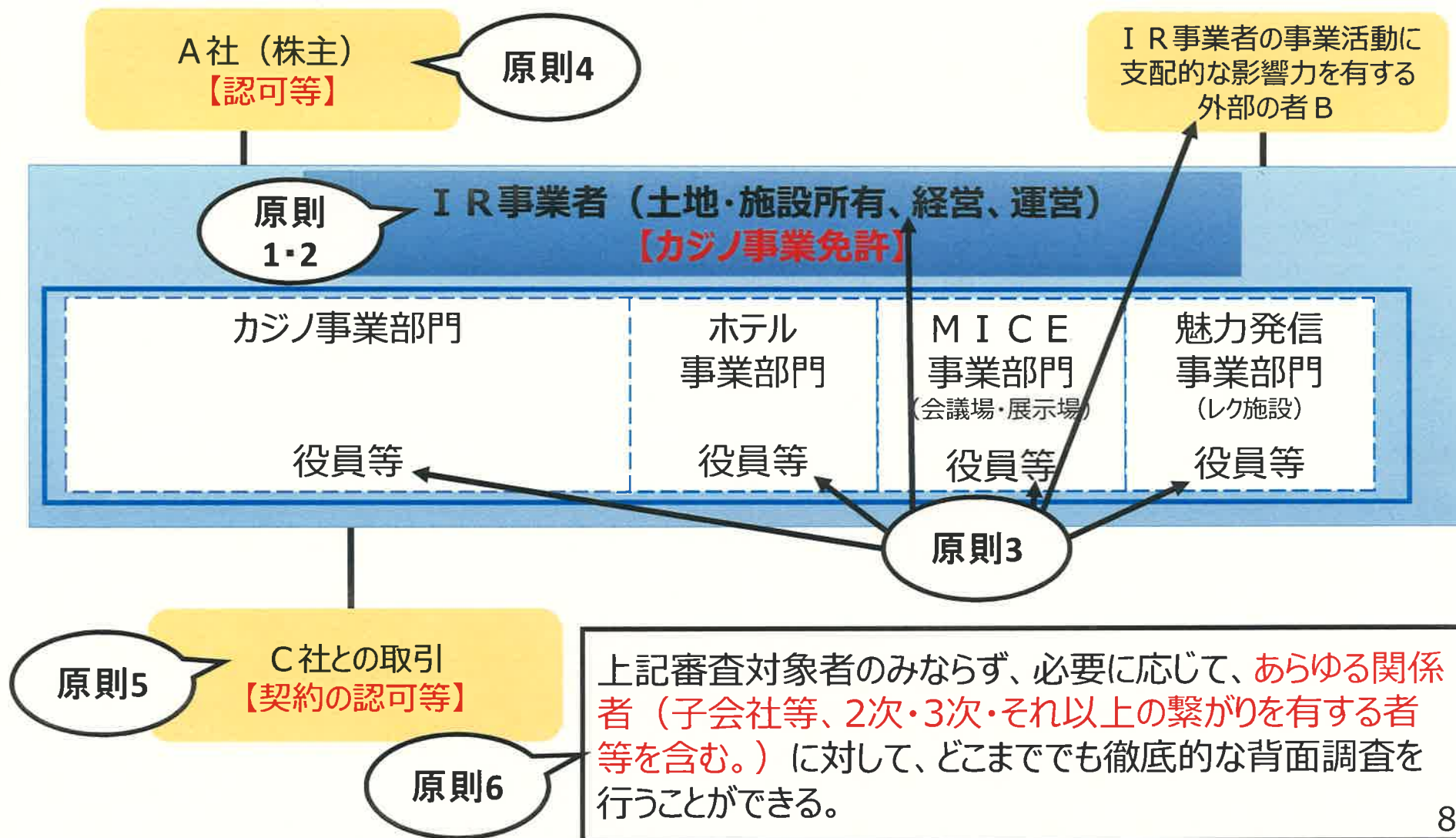
### 【今後の議論の方向性】

- 前頁の建付けにより、IR事業グループを「一体性が確保されたIR事業者」と位置づけることは、理論的には可能。
  
- 一方で、以下のような論点については、どのように考えるべきか。
  - (1) 前頁のような複数の許認可を前提とし、また、事業運営に対し複雑かつ柔軟性の無い制度とすることが法制度上妥当性を有するか。
  - (2) このような、事業運営に対し複雑かつ柔軟性のない制度に対して、市場ニーズが存在するのか。
  
- これらの論点のほか、加えて、以下のような指摘は考えられる。
  - (3) 我が国の法制度において、①持株会社に対し、各子会社の株式を100%保有することの義務付けや、②各子会社から生じる収益が全て持株会社に一元的に帰属することを義務付けた前例は無い。
  - (4) 単体としてのIR事業会社が存在しないため、事業責任の追及が不徹底となるリスクがある。
  - (5) グループ会社間の取引には消費税が課税され、IR事業内での公益実現の上ではマイナス。
  - (6) 刑法上の賭博罪に該当する行為の実施主体（カジノ事業者）と、公益を実現する主体（非カジノ事業者）が分離されているため、カジノ単体の解禁と同義との批判を受けるリスクがある。

(参考) 第3回推進会議資料より：I R事業運営形態について①

一体性が確保されたI R事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許

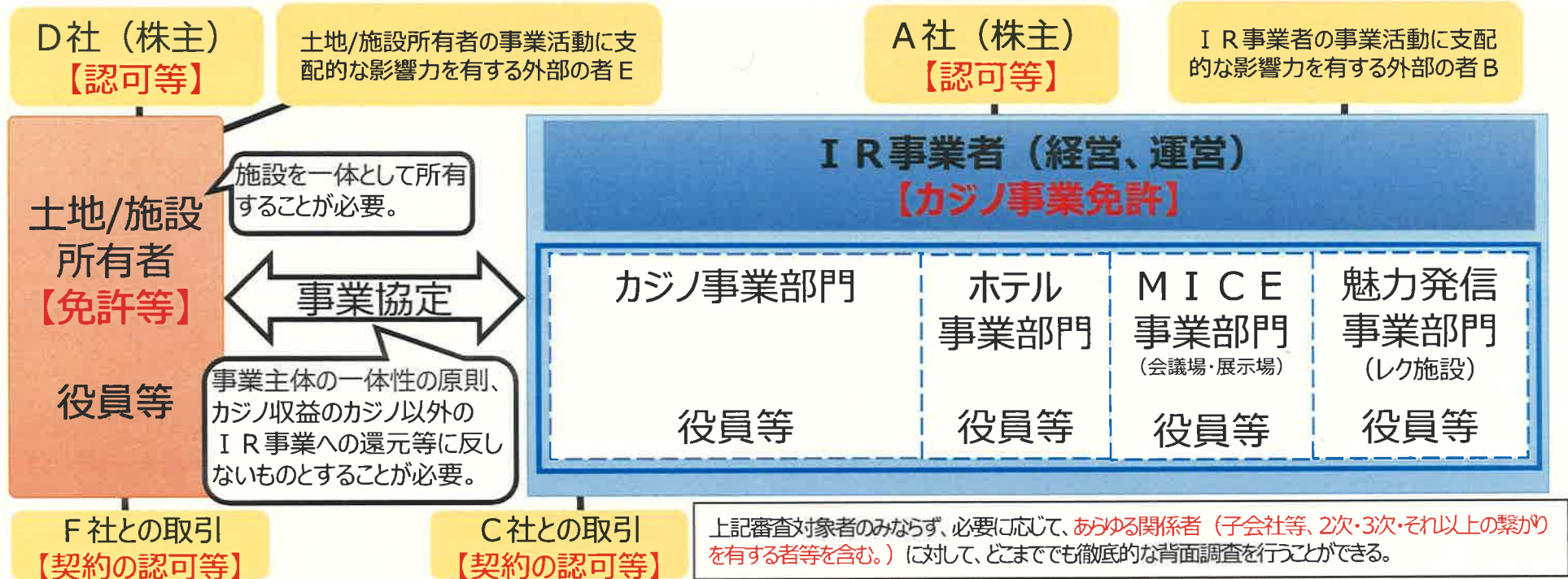
- I R事業者等について、免許・認可等の対象とし、徹底した背面調査を行うことにより、高い廉潔性を確保する必要がある。



(参考) 第3回推進会議資料より：I R 事業運営形態について②

① 経営資産（土地/施設）が I R 事業者から分離される場合

○ I R 事業者が土地/施設を直接保有しない形態はあり得る。ただし、土地/施設所有者は I R 事業者に必要な経営資源を提供し、かつその対価を受け取る者であるから、一定の参入規制が必要ではないか。



<米国ネバダ州の規制の例>： 規制当局は、カジノ免許保有施設の敷地等に利害関係を有する者に、免許の取得等を義務付けることができる。

<今後の議論の方向性>

○ 土地/施設所有者は、I R 事業者とは別の主体であり、カジノ事業を含む I R 事業の経営を担う者ではないが、土地/施設の所有権を通じてカジノ事業に重大な影響力を有するほか、カジノ収益の配分を受け取る者であることから、諸外国の例を参考にして、カジノ事業免許とは別の免許制等の下で、反社会的勢力の排除等その廉潔性を確保することとしてはどうか。

○ I R 施設のあり方については、I R 事業の重要な要素であることから、事業主体の一体性の原則に照らし、I R 事業者と施設所有者との事業協定において、I R 事業者が判断することを定めるべきではないか。



(参考) 第3回推進会議資料より：I R事業運営形態について③

②経営と運営が分離される場合（業務運営委託）

下記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

A社（株主）  
【認可等】

I R事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者B

I R事業者（土地・施設所有、経営、運営）  
【カジノ事業免許】

カジノ事業部門

役員等

ホテル  
事業部門

役員等

甲社への委託  
【契約の認可】

役員等

ホテル

M I C E  
事業部門  
(会議場・展示場)

役員等

乙社への委託  
【契約の認可】

役員等

M I C E

魅力発信  
事業部門  
(レク施設)

役員等

丙社への委託  
【契約の認可】

役員等

魅力発信

C社との取引  
【契約の認可等】

＜今後の議論の方向性＞

- カジノ事業は、公益性を有するI R事業を遂行するために特別に容認されるものであり、カジノ事業免許を受けたI R事業者にはカジノ事業の運営に関して高度な規範・責任が求められることから、カジノ事業の運営については、第三者への委託を認めるべきではないのではないか。
- 一方で、非カジノ事業については、その業務の効率性や専門性の観点から、運営委託を認める余地はあるが、その場合においても、委託先の廉潔性及び適切な業務遂行を確保する必要があることから、I R事業としての経営の一体性を損なわない範囲で、委託契約を認可制とすべきではないか

# いわゆる「ジャンケット」について

## いわゆる「ジャンケット」について

### 【1. いわゆる「ジャンケット」の実態及び諸外国の規制の例】

- 諸外国においては、誘客だけでなく主に次のような行為を業として行う業者を「ジャンケット」と呼んでいる。その実態は必ずしも明らかではないが、様々な問題を惹起していると言われている。
  - ① 特に富裕層を対象に誘客などのマーケティングを行う。場合によっては、カジノ事業者に代わって「コンプ」を提供する。
  - ② カジノ事業者との契約により、カジノ事業者からカジノフロア等を借り、顧客相手にカジノ行為を行う。
  - ③ カジノ事業者から借入を行う等により、カジノ施設内で顧客に貸付けを行い、かつ、回収を行う。
- このため、諸外国においては、上記のような、いわゆる「ジャンケット」の行為を業として認める場合には、「ジャンケット・プロモーター（マカオ）」「国際マーケティング業者（シンガポール）」「インディペンデント・エージェント（米国ネバダ州）」のように、業の類型を法制上つくり、免許等の規制の下で管理している。

行為の内容	ジャンケット・プロモーター (マカオ) (※1)	国際マーケティング事業者 (シンガポール) (※2)	インディペンデント・エージェント (米国ネバダ州) (※3)
上記①	○	○ (ただし、シンガポール人等 に対する誘客は禁止)	○ (ネバダ州外での誘客 及び「コンプ」の提供)
上記②	○	×	×
上記③	○	○ (カジノ事業者が国際マーケティ ング事業者に対して与信すること を認容。ただし、シンガポール人等 に対する与信の提供は禁止。)	○ (カジノで利用可能な「ゲーミング・ クレジット」の提供及び回収)

(※1) マカオ特別行政区基本法に基づく第6/2002号行政法規で規制が行われているが、その実態については必ずしも明らかではない。

(※2) Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 (※3) NRS 463.0164 "Independent agent" defined. Regulation 25, Independent Agents

## いわゆる「ジャンケット」について

### 【2. これまでの議論】

#### 附帯決議

- ・「諸外国におけるいわゆる『ジャンケット』の取扱についてはきわめて慎重に検討を行うこと。」（第11項（参議院））

#### 推進法の国会審議の過程（提案者答弁趣旨）

- ・海外の事例によると、ジャンケットとは、プレーヤーをカジノへと誘客する代理人として、カジノ運営事業者にとっては売上・収益増の重要な要素となっている。その一方で、ジャンケット制度がプレーヤーのゲームへの過剰なのめり込みと、その結果としての多額の債務を助長する例も見受けられる。ジャンケットの導入如何やそれに対する制度等は、これから政府において検討されて定められていくことになるが、ジャンケット制度については、社会に及ぼす影響を踏まえた極めて慎重な検討が必要。

### 【3. 我が国における対応（これまでの推進会議での整理）】

- 我が国において、いわゆる「ジャンケット」を認めると、IR事業を遂行するため、IR事業者にのみカジノ事業を特別に容認するカジノ事業免許制度の趣旨を没却させることとなる。したがって、諸外国のように、「ジャンケット」という業の類型を設けることはしない。
- いわゆる「ジャンケット」が行っている行為については、これまで推進会議で整理した個別規制によって、我が国ではできないこととなっているか、又はカジノ管理委員会の管理の下に置かれることとなっている。

行為の内容	日本（これまでの推進会議での整理）
前頁①	○ ・広告勧誘については、「何人」に対して虚偽・誇大な表示・説明等を禁止するとともに、 広告勧誘業務を委託する場合は、カジノ管理委員会の認可が必要 ・第三者による「コンプ」の提供の契約を行う場合は、カジノ管理委員会の認可が必要 【第3・4・5回推進会議での議論】
前頁②	× ・免許を受けたカジノ事業者以外がカジノ行為を行うことは禁止 【第3回推進会議での議論】
前頁③	× ・カジノ施設内では、カジノ事業者以外が貸付けを行うことは禁止 ・カジノ事業者が顧客以外への貸付けを行うことは禁止 【第4回推進会議での議論】 2